

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
10	<p>Ⅱ. 市の包括外部監査 (1)措置基準、判断記録等の不存在 措置済か否か、措置不可能か否か、措置しないことが妥当か、といった判断が必要となる部分について、各課や担当者によってばらつきが生じる場合、実質的に措置されていない結果及び意見について措置済として公表されたり、措置しうるのに措置不可能と誤って判断されたりする可能性がある。包括外部監査の実効性を高めるために、監査に携わっている監査委員事務局、行政経営課、教育総務課等で何をもって措置済とするかの目安となる基準を定めるなどして、全庁的に展開すべきである。</p>	行政経営課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、措置済等の目安となる基準を定めました。	平成26年3月31日現在
11	<p>Ⅱ. 市の包括外部監査 (2)「措置しない」という区分がない 実現不可能な結果及び意見、または時間の経過とともに措置することが合理的でない結果及び意見について無理に措置しようとすることは、無駄な市税の投入等にもつながるため、できる限り防止すべきである。そのため、新たに「措置しない」という区分を設け、当該理由とともに公表し、市民の理解を得るべきである。ただし、実際には措置すべきである結果及び意見について安易に「措置しない」という区分が使用されないように、合理的な理由のある場合のみの区分であると、(1)で述べた基準に定められたい。 また、「顛末」について今後も使用するのであれば、明確に定義付けし、使用する場合を定められたい。 例えば、包括外部監査に関して先進的な取組みをしていることで知られる青森市では、以下のように、「監査人との見解の相違」という対応区分を設けているため参考にされたい。 (表省略)</p>	行政経営課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。	平成26年3月31日現在
11	<p>Ⅱ. 市の包括外部監査 (2)「措置しない」という区分がない 確かに報告書は監査人が作成、提出するため、事実を誤認していたり、報告書の表現が不明確であったり、非現実的な結果及び意見が付される可能性は今後もありうる。しかし、監査人との意見調整時に趣旨を十分に理解し、表現等について協議することは可能である。包括外部監査の実効性を高めるためにも、監査人は自らの主張が十分に伝わるように趣旨をなるべく具体的・明示的に監査結果及び意見に盛り込み、説明責任を果たすことが求められる。一方、市は趣旨、表現が不明確な報告書が作成、提出されないように、事前に監査人と協議を重ね、双方が納得した上で報告書の提出を受けるよう努められたい。 具体的には、(5)で述べるように当時の意見交換の議事録を保管し、随時確認することが効果的であると考え。 なお、措置不可能な内容の結果や意見が出る場合には、包括外部監査人への説明の経過を文書として残すとともに、なぜ措置できないかの説明責任を明らかにしたうえで、措置困難として市民に公表されたい。 ただし、監査対象となった自治体に措置が不可能であったとしても、監査の過程で判明した問題点を公表することには意義があるかもしれない。その際には参考意見として記載されるよう、十分に監査人と協議されたい。</p>	行政経営課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
12	<p>II. 市の包括外部監査 (3)措置までの期間が長い、措置されているのに公表されていない 所管課は結果及び意見が付された場合には早期に対応するとともに、措置した場合には行政経営課等からの措置状況についての照会時に速やかに行政経営課等に報告されたい。また、検討中である場合には、当該状態が妥当であるのかを行政経営課等は検証し、妥当と認められない場合には早期に対応するように要請すべきである。 なお、後述する検討中の状況を市民に公表することも措置遅延、公表遅れに対する一定の牽制になり得ると考える。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見に関しても公表することとし、一層の速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。</p>	平成26年3月31日現在
13	<p>II. 市の包括外部監査 (4)水平展開されていない 市全体として対応すべき結果及び意見については、対象課のみならず全課を対象として措置を依頼されたい。なお、(2)で述べた青森市では、「個別改善」、「全庁改善」と明確に区分を設けて対応しているため参考にされたい</p>	行政経営課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見に関しても公表することとし、各所管課に留まらず全庁的に結果及び意見の措置状況を把握できるようにしました。</p>	平成26年3月31日現在
13	<p>II. 市の包括外部監査 (5)その場限りの対応 過去の包括外部監査時の結果及び意見、措置状況等の記録を保管し、担当者が交代した際にこれらの事項が適切に引き継がれるように努められたい。 例えば、各課で実際に監査の対応に当たった担当者及び当時の監査人の氏名、結果及び意見の内容、監査人の意図等を議事録として残し、そこにその後の措置状況等を加筆してファイリングし、それを引き継いでいくような方法が考えられる。</p>	行政経営課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、包括外部監査時の結果及び意見、措置状況等に関して記録に残し、適切な引継ぎを実施することとしました。</p>	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
14	<p>II. 市の包括外部監査 (6) 行政経営課等と監査委員事務局との二重チェック 異なる視点での検証は実効性の高い措置のために有用であるものの、対象課に差し戻して再検討を依頼することにより過度に事務負担をかけるとともに、内容確認が二重になっているため、措置までに余計な時間がかかる可能性も否定できない。また、市民への適時の情報開示の点からも望ましくない。 最終的な公表は監査委員名で行う以上、①監査委員事務局に措置状況の確認を一本化する、あるいは②対象課に措置を依頼する前に両課で意見交換を行い、何をもって措置済とするかについて協議する等の対応をとるように努められたい。 その協議のなかで包括外部監査について、市全体として効果的かつ効率的に実施できるように、監査委員事務局、行政経営課、教育総務課等で検討を行うべきである。</p>	行政経営課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、措置状況を報告する際の留意点や措置の基準等を記載しました。	平成26年3月31日現在
14	<p>II. 市の包括外部監査 (7) 検討中の結果及び意見の取扱い 確かに地方自治法上は未措置や検討中の結果及び意見の公表義務はないが、これらの状況は包括外部監査に対する市の取組状況を市民が知る上で有用な情報であるため、措置内容の公表時にあわせて検討中である旨を明示して開示するように努められたい。また、検討中の期間が長期に及ぶ場合には、ホームページ等で、検討が終了する目途を明らかにし、検討中の理由や検討の経過等を詳細に記載したうえで、市民に公表されたい。 例えば、新潟市では、以下のように特定の結果または意見について、最初の公表時に当年度分を検討中または方針決定とした場合には、その後の年度で過年度の公表内容を並列して記載し、一覧にすることにより措置の進捗状況がわかるように工夫しているため、参考にされたい。 (図省略)</p>	行政経営課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見を公表するとともに、包括外部監査実施年度から3年を経過する時迄を目処に、「措置済」となるように取り組みを行うこととしました。	平成26年3月31日現在
23	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (1) 病気、負傷等による休暇の趣旨徹底と制度改善 依然として他の市長部局と比較して高い状態にある。 ごみ収集等の業務は肉体労働であり、デスクワークが中心である他の市長部局と比較して高くなるのはやむを得ない側面はあるものの、過去に数々の不祥事があったことを鑑み、職場風土の改善、配置換え、病気予防策の徹底等の対策を講じて引き続き病休率の低下に努められたい。</p>	人事課	措置済	病気休暇制度の運用の中で復職者の病状等によっては、円滑な通常業務復帰に繋げるための軽作業従事期間を設定することにより、病気休暇の繰り返しを防ぐよう取り組んでいます。また、職場風土の改善を目的として、平成25年から市民ニーズを知ることにより市民満足度の高いサービス提供ができ、顧客満足度が上がれば、自らの仕事へのモチベーションも上がることを再認識させるための研修を行っています。以上のことから、収集3課の病気休暇は、平成22年度97人（取得率44.1%）から平成25年度81人（取得率39.9%）に低下しています。	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
26	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (2)埋め立て事業に関する土地賃借料増額割合の適正化 平成18年以前の賃借料は平成10年以降、3年ごとに増額してきた結果であり、周辺地価とは既にかい離していたと考えられる。その後、平成17年度と賃借料が継続的に同額であることも、社会情勢や地価動向に比して、適正な賃借料として市民が許容できる範囲であるかどうか明らかではない。 平成18年度及び平成21年度の覚書に記載されている平成18年度から平成23年度までの地目ごとの年間賃料は以下のとおりである。 (表省略) 「地目別」及び「一律」の区分単価の算定根拠を所管課の担当者にヒアリングしたが、明確な回答は得られなかった。 調査のため、平成24年奈良県地価調査基準値価格一覧（林地）を見ると、以下のとおりであった。 (表省略) 地域及び現況等が異なるため、単純に比較することはできないが、例えば、「奈良（林）-5」の奈良市月ヶ瀬地区の林地の基準地価格は210円/㎡であり、上記米谷町の山林・原野の単価473円/㎡よりも安い。基準地価格は所有権の対価として決定されていることを考慮すると、処分場の底地の賃料はかなり高く設定されていると考えられる。 地元補償の側面が強いとはいえ、特定の市民に支払う多額の賃借料が納税者にとって許容されうるレベルであるかどうか、市民に情報提供し、理解を求められたい。</p>	土地改良清美事務所	措置済	<p>一般廃棄物最終処分場の管理運営は、市民生活の衛生環境を維持する上で行政が担うべき重要な責務です。現在の南部土地改良清美事業は、事業地を借地により実施しています。このことは、当初の埋立計画が、最終的に埋立地の土壌改良を行い、農地として地権者に返還することを最終目的としていたためです。 賃借料については、市民の理解を得られるよう、適正な金額を産出した上で、地権者と協議していくこととしました。</p>	令和3年4月1日現在
32	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (3)事業推進及び環境保全対策補助金（米谷町） 市が支払っている助成金や更新料等は、いわゆる迷惑施設を近隣に設置したことに対する地元補償の側面が強い。市民にとって必要不可欠な施設であるものの周辺住民にとっては受け入れが困難な施設であるため、常識的な範囲での補償はやむを得ないと考えられる。しかし、住民の要望書等を閲覧すると、助成金の増額、公民館の増改築、道路改修、グラウンドの設置等要望が多岐にわたっている。また、環境汚染に関する法律の要件を満たす水準まで処理したうえで、処理水を川に流しているにもかかわらず、当該川の下流域の特定の住民に対して毎年多額の助成金を支払うのも公平性の観点から問題がある。 平成23年度の包括外部監査報告書でも記載したように、長期にわたり土地を使用し、かつ返還が困難と予想される事業を実施するに際しては、買取りを前提にすべきであり、底地を賃借して事業を開始した市の責任は重大である。ただし、底地を買取ったとしても地元補償の問題は依然として残る。今後も当該事業に関しては継続的に多額の税金を投入しなければならない。市は説明責任を果たす必要がある。 市民のごみを処理するための支出には上記の助成金が含まれているのであるから、今後も地元補償として助成金を支払い続けるのであれば、最終処分場を現在の場所で維持し続けることの要否、またそのためにどのような対価をどれだけ支払っているのかについて市民に情報開示する必要がある。さらに決算書についても詳細に検証を行い、助成金の使途として適切かどうかを判断した上で公表し、市民の理解を得るべきである。</p>	土地改良清美事務所	措置済	<p>一般廃棄物最終処分場は一般の公共施設とは異なり、清掃施設・火葬場等いわゆる迷惑施設とされている生活関連施設として、地元住民の理解と協力が不可欠であり、特別な財政上の配慮が必要です。 現在、事業用地を借地により実施している本事業について、事業用地の買取りを含めて事業の管理運営の方向性を検討しています。 また、平成29年度の第2工区（東谷地区）の整備工事の完了で今後40年以上は埋立可能であると考えられることから、事業継続のため助成金は必要ですが、現在の経済・財政状況等から本処分場の必要性を含めて今後の方針を検討しています。また、助成金の支出については決算書の検証を行い適切な使途かどうかの確認を行うとともに、助成金に係る事業の目的及び必要性、事業概要、予算額等を予算説明調書により公表し、市民の理解を得るよう努めています。</p>	令和3年4月1日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
35	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (4) 排出者負担の原則によるごみ搬入手数料の見直し ごみの排出抑制を促すためにも、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」等の手法により、市の処理方法に応じた適切なごみ処理原価を把握し、近隣市町村との整合性を図りながら事業系の可燃ごみ及び不燃ごみの搬入手数料を適切に設定することを検討されたい。 なお、家庭系ごみ有料化の問題については、補足として次の意見を提出する。</p>	環境政策課	措置済	<p>令和元年10月1日から持込ごみ処理手数料については、ごみ処理原価及び近隣自治体の手数料水準を考慮し、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し手数料を改定しました。家庭系一般廃棄物については100kgを超える10kgにつき60円から100円に、事業系一般廃棄物については10kgにつき100円から160円にしました。</p>	令和元年9月1日現在
35	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (4) 排出者負担の原則によるごみ搬入手数料の見直し 当該答申では家庭系ごみ有料化の目的として第一にごみ減量の促進をあげているが、市が収集するごみの量は以下のように既に減少傾向にあり、監査時の平成14年度と平成22年度を比較すると、家庭系ごみは約13%、事業系ごみは約20%減少している。 (表省略) 有料化は更なるごみ減少を促す可能性はあるが、市民にとっては直接の負担増となるため、市は有料化を躊躇している状況である。 この点、有料化以前にまず市が努力すべきことがある。例えば環境清美部の元職員の不祥事によるイメージの悪化を払しょくするべく、二度とこのようなことが起こらないよう体制を改善すること、ごみ搬入量の6割を占める家庭系ごみを直営で収集しているが、収集業務を委託することによってより効率化出来ないかの検討を行うこと、ごみの処分地にかかる多額な地元補償をごみの減量によって減らすことが出来るのか等様々な問題について市が自ら努力し、その結果を市民に十分説明したうえで、それでもなお足りない部分について負担してもらうことの理解を求めるべきである。</p>	環境政策課	措置済	<p>家庭系ごみの有料化以前の問題として、不祥事の撲滅に関しては、平成28年度に、ガバナンスをより徹底するため、警察官0Bを環境事業室内に配置するなど組織体制を整えました。収集業務の委託について、平成28年度中は進みませんでした。平成29年度10月より委託を拡大することができました。 また、家庭系ごみの有料化を検討する前に、平成30年度よりごみの減量化を目指すリユース、リデュース、リサイクル等の取組をさらに進めるための施策、例えば、雑紙の分別等を推進していきます。 家庭系ごみの搬入手数料については、平成5年から改定されていませんでした。しかし、ごみ処理原価及び近隣自治体の手数料水準を考慮した適切な搬入手数料に改定すべく、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を平成30年度に改正しました。</p>	令和元年9月1日現在
37	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (5) 環境清美工場管理第一係及び施設第五係の勤務時間について 同様の事例で、勤務時間をシフトとするなど、超過勤務が発生しないようコスト管理を徹底するような対応が他の自治体でも行われているところであり、市においても同様に努力が求められる。 もちろん、この意見を採用するか否かは自治体の判断であるが、採用しない場合はその旨を明記し、かつ措置しないことについての具体的な理由を付して、市民に説明責任を果たすべきである。</p>	環境清美工場 人事課	措置済	<p>環境清美工場の時間外勤務実績については、業務内容別に時間外勤務の必要性について分析を行いました。施設の老朽化が著しいこともあり、日常の点検・修理等プラント管理に時間外勤務時間で対応せざるを得ない状況ではありますが、正規職員が減少する中、また働き方改革推進の観点からも職員の配置や業務分担の見直しを行い、長時間勤務の削減に努めてまいりました。これらのことにより、時間外勤務の削減は年々効果を上げており、平成23年度と平成30年度とを比較すると43.5%の削減率となっております。勤務時間をシフト制をすることで超過勤務が発生しないようとのことですが、職員数の減少によって日常業務に支障をきたすこともあり、最小限の職員の時間外勤務での対応としています。</p>	令和元年9月1日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
38	<p>IV. 奈良市環境清美部ごみ処理事業の財務に関する事務の執行について（平成14年度） (6) 収集業務委託化の検討 民間委託するに当たっては、事業の性質上、安定性や継続性も多分に考慮すべきところ、民間業者は零細企業が多く、業務の安定性や継続性が懸念されることから、市が100%株式を保有し、かつ長年の実績がある随意契約により清美公社への委託を継続しているとのことである。 随意契約は一般的に価格が高止まりする問題点を指摘されている一方で、100%民間業者に委託してしまうと、民間業者が結託等することによりかえって収集コストが増大してしまう危険性もある。しかし、当該危険性については小規模分割発注等の方法を採用することで低減が可能である。清美公社のみならず、民間業者への委託も視野に入れて現在の委託方法を改善する余地がないか検討すべきである。 なお、現状のまま、市直営と清美公社への委託のみで収集業務を実施するのであれば、今後の委託単価のみならず、既存の委託部分に係る単価についても見直しを図りたい。</p>	収集課	措置済	<p>平成25年度を初年度とする第3年度にあたる家庭系ごみ収集運搬業務を委託することにより、委託率を44%に拡大しました。 また、平成27年9月9日付けで「ごみ関連業務の全体最適化計画」を策定し、収集業務に関する市の方針決定を図りました。</p>	平成27年9月30日現在
60	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (1) J R 奈良駅周辺整備事業 当該土地を取得した平成6年度から約18年、包括外部監査の結果が報告されてから約8年が経過しているが、現在も所管課は公共事業用地として活用できないか検討している。前回の包括外部監査人も指摘しているように、当初より具体性のない事業であり、宅地であることが明確である以上、目的変更を行ったうえで周辺の保留地と同様に民間に売却することが妥当である。ただし、JR奈良駅周辺という好立地に存在するため、所管課の考えも尊重すべきである。よって、平成23年度の「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の監査対象とはなっていないが、現在土地開発公社保有の土地についても、市全体のアセットマネジメントを統括するような部署が中心となって、当該土地の有効活用や処分等を検討すべきである。</p>	都市計画課 資産経営課	措置済	<p>平成25年3月に奈良市土地開発公社を解散し、平成24年10月に第三セクター等改革推進債を活用して公社借入金の代位弁済を行うことで利息負担の軽減を図っています。 引き継いだ当該土地については②、④、⑤、⑥は平成27年度中にそれぞれ売却し、③については平成28年度中に売却しました。</p>	平成29年3月31日現在
60	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (1) J R 奈良駅周辺整備事業 全体意見の(3)及び(7)を参照されたい。</p>	都市計画課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見に関しても公表することとし、一層の速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。また、検討が終了する目処も明らかにするよう取り組みを行うこととしました。</p>	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
61	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (2) 中ノ川造成事業 全体意見の(2)を参照されたい。</p>	土木管理課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。</p>	平成26年3月31日現在
63	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (3) 公園建設事業 当該土地を取得した平成4年度から約20年、包括外部監査の結果が報告されてから約8年が経過しているが、現在も所管課は何らかの公共事業用地として活用できないか検討している。また、当時の包括外部監査人も早期の事業化を要求している。しかし、土地取得から長期にわたって未利用であり、所管課による有効活用策の検討は期待できない。平成23年度の奈良市包括外部監査の結果報告書「公有財産（不動産）に係る事務執行について」において取り上げたとおり、市全体のアセットマネジメントを統括するような部署を設け、当該部署が中心となって公有財産の有効活用や処分等を検討すべきである。</p>	公園緑地課 資産経営課	措置済	<p>有効活用や処分等を検討した結果、当該地について未利用財産の利活用促進を図り広く民間活力を募集するため、ホームページにて公表を行いました。</p>	令和元年9月1日現在
63	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (3) 公園建設事業 全体意見の(3)及び(7)を参照されたい。</p>	公園緑地課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見に関しても公表することとし、一層の速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。また、検討が終了する目処も明らかにするよう取り組みを行うこととしました。</p>	平成26年3月31日現在
64	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (4) 西ふれあい広場建設事業 当該土地を取得した平成5年度から約19年、包括外部監査の結果が報告されてから約8年が経過しているが、現在も所管課は何らかの公共事業用地として活用できないか検討している。また、当時の包括外部監査人も早期の事業化を要求している。しかし、土地取得から長期にわたって未利用であり、所管課による有効活用策の検討は期待できない。平成23年度の奈良市包括外部監査の結果報告書「公有財産（不動産）に係る事務執行について」において取り上げたとおり、奈良市全体のアセットマネジメントを統括するような部署を設け、当該部署が中心となって公有財産の有効活用や処分等を検討すべきである。</p>	公園緑地課 資産経営課	措置済	<p>有効活用や処分等を検討した結果、当該地について未利用財産の利活用促進を図り広く民間活力を募集するため、ホームページにて公表を行いました。</p>	令和元年9月1日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
64	VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (4)西ふれあい広場建設事業 全体意見の(3)及び(7)を参照されたい。	公園緑地課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見に関しても公表することとし、一層の速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。また、検討が終了する目処も明らかにするよう取り組みを行うこととしました。	平成26年3月31日現在
65	VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (5)国際交流センター建設予定地 (6)ならまち駐車場建設事業 国際交流センター建設予定地、ならまち駐車場建設予定地を含め、ならまち周辺に市が保有する未利用の土地は、3,500㎡もある。利用方法については、それぞれの土地のみで検討するのではなく、ならまち振興館の利用法も含めてならまち全体をどのようにしていくのかについて、市全体のアセットマネジメントの問題として検討すべきである。 なお、平成23年度の監査を受けて、市は平成24年度に、国際交流センター予定地について、隣接する土地とともに一体整備・活用についての事業計画等の策定業者を選定する公募型プロポーザルを実施し、事業者選定のうえ平成25年度中の整備事業着工を目指して事業計画等の作成を行っている。	(奈良町にぎわい課) 文化振興課 資産経営課	措置済	(5) 国際交流センター建設予定地 平成27年11月19日に「奈良市奈良町南観光案内所」、「奈良市奈良町南観光駐車場」を開設しました。同年12月にはにぎわい創出施設がオープンし、奈良町全体の観光振興を図る拠点として活用するための一体的な管理運営を開始しました。 (6) ならまち駐車場建設事業 当該地については、市の方針として売却や貸付検討財産としてあります。そのため民間活力導入の市場調査を進めています。	令和元年9月1日現在
67	VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (7)史跡文化センター駐車場事業 当該土地及び建物が再度未利用となるため、平成23年度の包括外部監査の結果報告書「公有財産（不動産）に係る事務執行について」において取り上げたとおり、市全体のアセットマネジメントを統括するような部署を設け、当該部署が中心となって公有財産の有効活用や処分等を検討すべきである。	FM推進課	措置済	平成27年3月に売却しました。	平成27年3月31日現在
67	VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度） (8)長期保有土地（秋篠町、青山） 全体意見の(2)及び(3)を参照されたい。	土木管理課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定め、速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
68	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度）</p> <p>(9)書類の保管状況 全体意見の(2)及び(3)を参照されたい。</p>	土木管理課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定め、速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。</p>	平成26年3月31日現在
70	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度）</p> <p>(10)宅地造成事業費特別会計 全体意見の(2)及び(3)を参照されたい。</p>	土木管理課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定め、速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。</p>	平成26年3月31日現在
70	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度）</p> <p>(10)宅地造成事業費特別会計 宅地造成事業費特別会計は清算されたが、前述のとおり、平成15年度の包括外部監査において調査対象となった宅地造成事業費特別会計から一般会計が引き受けた完成土地及び未成土地のうち、平成23年度末時点で簿価2,744百万円（65.6%）、面積257千㎡（98.3%）が、売却等できていない。 宅地造成事業費特別会計の経営健全化計画完了報告によれば、今後の残保有地の活用による起債の償還方針は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地造成事業費特別会計については、平成22年10月29日付けで閉鎖したことから、当会計の残保有地については一般会計への引継ぎを行った。 保有する完成土地については、販売価格等の見直しを行い、新たに計画を立て直して積極的な販売活動を早期に行う。未成土地については、一部は販売計画を練って早急に売却を進める。 土地の処分による収入が得られた場合には、第三セクター等改革推進債の繰上償還もしくは減債基金積立等の措置を講じる。 <p>しかし、約2年経過した現在においても、完売に至っていない。また、一般会計となったため、売却の進捗状況が不透明である。前述のアセットマネジメントを統括するような部署が中心となって売却または事業化に至るまでの計画を策定し、毎期、当該計画と実績との比較を行われたい。また、他の地方公共団体の土地の売却に対する取り組み等を研究され、土地の売却に関して創意工夫されたい。</p>	資産経営課	措置済	<p>インターネットオークションでの売却や市ホームページでの先着順での売却などを行った結果、当該地はほぼ売却が完了しました。残り一つの土地についても、他市事例を参考に多くの方の目に触れるように、引き続きホームページでの見せ方等を工夫し、売却します。</p>	令和元年9月1日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
71	<p>VI. 土地の取得及び売却の処理手続きならびに保有土地の管理状況について（平成15年度）</p> <p>(11) 土地開発公社の長期保有土地 長期保有土地の利用および売却の促進が図られていないため、平成23年度の包括外部監査報告書「公有財産（不動産）に係る事務執行について」において取り上げたとおり、市全体のアセットマネジメントを統括するような部署を設け、当該部署が中心となって公有財産の有効活用や処分等を検討すべきである。</p>	FM推進課	措置済	<p>平成25年3月に奈良市土地開発公社を解散し、奈良市が土地を引き継ぎました。</p> <p>平成26年4月1日に財務部内にFM推進課を設置し、平成27年2月に「奈良市公共施設等総合管理計画」を策定しました。平成27年度からは、当該計画に基づき、FM推進課が事務局となり公有財産の最適化を検討する庁内委員会を組織し、土地開発公社から引き継いだ土地を含めて、公有財産の有効活用や処分等を検討しています。</p>	平成27年9月30日現在
78	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度）</p> <p>(2) 奈良市社会福祉協議会補助金 上記 (a) から (c) の監査人の意見は、いずれも市から奈良市社会福祉協議会への補助金が広範囲かつ多額に支給されている事実を鑑みて、補助金額及び補助対象経費の妥当性を慎重に判断する必要があり、そのためには提出された収支決算書等を事後的に検証することにより、補助対象経費の重複を防止するとともに、補助対象範囲を明確化すべきという趣旨である。しかし、監査意見を受けた後も、継続的に全体の資料を入手することはされておらず、措置はその場限りの対応であったと言わざるを得ない。</p> <p>現在は福祉政策課のみが運営補助金及び事業補助金を支給しているが、福祉政策課だけでなく、他の課からも多数の事業委託が行われていることを勘案すると、事業間の経理の入練りや混同が行われていないかの事後的な検証、市からどれだけの補助金を支給しているのか、どれだけの事業を委託しているのかの把握は不可欠である。</p> <p>改めて各課が支給している補助金、委託している事業を把握し、そのうえで奈良市社会福祉協議会全体の決算書を検証し、補助事業及び事業委託の範囲及び金額が全体として妥当かという観点で奈良市社会福祉協議会全体の決算書を毎期検討されたい。</p>	福祉政策課	措置済	<p>補助金の支給については、関係各課と連携し、重複がないよう補助内容の精査を行い、毎年、（福）奈良市社会福祉協議会決算書の資金収支計算書及び資金収支予算書により確認するようにしました。</p> <p>また、補助金を交付したことが適正であったかどうかや補助金の必要性についても、（福）奈良市社会福祉協議会の収支決算書により確認するようにしました。</p>	平成27年9月30日現在
81	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度）</p> <p>(4) 奈良県市長会負担金 奈良県市長会負担金は、支出の根拠が明確ではなく、その用途は主に奈良県市町村会館の維持管理費、市長会職員の人件費である。市町村会館の使用頻度は高くなく、有効に利用されているとは言い難い。また会合等についてはその都度市役所の会議室、民間の貸会議室を使用すれば足りる。自治体職員向けの研修も実施されているとのことであるが、各市は他にも施設を多数保有しているため、それらの施設を利用すれば足りる。</p> <p>繰越金が減少すれば監査人が指摘した状況が改善されたということではなく、その趣旨は、負担金を支出するに見合う効果を市は得ているか、負担金が無効に、経済的に使われているかを検討して、そうでなければ負担金を支出し続ける意義はあるのかを検討する必要がある。</p>	秘書課	措置しない (見解の相違)	<p>月1回の定例会は奈良県市町村会館で開催されています。監査委員の意見に、「会合等についてはその都度市役所の会議室、民間の貸会議室を使用すれば足りる」とありますが、現在県内複数の市が庁舎建替工事を計画しており、来年度以降複数年をかけて建替え工事を行うこと、またどの市も庁舎が手狭であり各市の首長が集まる会議室を確保することが非常に難しい状態です。また民間の貸会議室を使用するとなると使用料が発生する、以上のことから現行どおり奈良県市町村会館で開催することが、最善であります。</p> <p>奈良県市長会は、県内12市をもって構成されている組織であり、東日本大震災や、熊本地震などの大規模災害が発生した際に、1市では対応が難しい職員の派遣を含め様々な応援体制をとっています。また、複数の市にまたがる道路・河川・文化財整備等の予算措置に関わる要望を国の各省庁に行っております。以上のことから、奈良県市長会に加入することが不可欠であり、その負担金の支出するに見合う効果を市は得ていると考えています。</p>	平成29年9月30日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
83	<p>Ⅶ. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度）</p> <p>(5) 国際交流協会補助金</p> <p>平成16年度の監査結果報告書にもあるように、補助金額を上回る繰越残高が存在する状況は現在でも変わっておらず、補助金がなくとも会費収入だけで当面は運営することが可能である。補助金支給の要否及び金額について再度検証されたい。</p>	観光戦略課	措置済	<p>支給そのものの要否については、国際交流協会は友好・姉妹都市、その他の国外都市との各種交流事業を長年行っており、本市の国際交流事業の充実に資するため必要であると考えています。平成26年度から補助金を30万円から20万円に減額していますが、協会会員数が年々減少し会費収入も減少していることから、単年度収支では毎年度収入不足が生じています。そのため、平成30年度に事業内容を見直し歳出を削減したものの、同じく収入不足が生じました。現状のままでは数年後に補助金増額が必要となるため、現在、会員増員のための広報活動に取り組んでおり、自立運営していけるような施策を行っています。</p>	令和元年9月1日現在
84	<p>Ⅶ. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度）</p> <p>(6) (財) 奈良市文化振興センター（奈良市美術館）運営補助金</p> <p>当該建物は、ショッピングセンターの運営会社が所有しているため、市は美術館のために建物の一面を賃借している。</p> <p>平成19年度から平成23年度までに市が指定管理者に支払った指定管理料及び市が運営会社に支払った建物の賃借料は以下のとおりである。</p> <p>(以下省略)</p> <p>平成23年度では、市は指定管理料30百万円の他に建物賃借料を24百万円支払っており、市所有の建物で美術館を運営する場合と比較して、24百万円余計にコストが発生している。</p> <p>奈良市美術館は、美術館というものの常設展示は行っておらず、年一回市主催の展覧会が実施されている程度である。美術館のほぼ全体が展示スペースであり、個人や団体が個展や作品展を実施するに際して有料で利用している。平成19年度から平成23年度までの当該利用料収入は以下のとおりである。</p> <p>(以下省略)</p> <p>貸館の稼働率は約7割ということであるが、7割稼働しても貸館収入は平成23年度で4,105千円であり、賃借料の1/6程度である。その他年数回自主事業も行っているが、自主事業収入と貸館収入を合計しても賃借料には遠く及ばない。</p> <p>市は他にも、なら100年会館、ならまちセンター、奈良市写真美術館等展示スペースを有する多数の会館をしており、ショッピングセンターの一面を賃借してまで当該場所に展示スペースを確保する必要は乏しいと考えられる。この点、賃借料を支払って当該場所に美術館を設置する意義について所管課から明確な回答はなかった。</p> <p>現在、複数の外郭団体が奈良市総合財団に統合された関係で、市所有の文化施設の多くは奈良市総合財団が指定管理者として管理している。奈良市総合財団の今後の運営方針にも多分に左右されるが、それらの施設に奈良市美術館を移転し、一体として運営する方法もある。</p> <p>平成23年度の包括外部監査報告書にも記載しているように、市の財政状況が厳しいなか施設の取捨選択は不可欠である。奈良市美術館は、平成21年度に市が実施した事業仕分けでも不要と判定されておらず、市民から一定の有用性があると認識されているようであるが、多額の賃借料を支払っている事実を勘案して、少なくとも市所有建物への移転を検討されたい。</p>	文化振興課	措置しない (見解の相違)	<p>移転について検討しましたが、市所有建物で美術館と同程度の面積を捻出することは困難です。加えて、絵画・書・写真等の市民の文化活動の発表の場のニーズは高く、市域の中心部にある立地の良さと商業施設内にあることで美術館以外の利用で訪れた方の集客も見込めるといったメリットがあることから、現在の立地で継続することといたしました。</p>	平成30年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
86	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (7)少額補助金 全体意見の(2)を参照されたい。</p>	障がい福祉課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。</p>	平成26年3月31日現在
88	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (8)柳生観光協会補助金 監査人が要綱等で補助対象経費を規定すべきであるとした趣旨は、補助対象経費の範囲を明確化して適正な補助金を支給するとともに、担当者変更等の場合でも、業務を円滑に引き継ぐことができるようにするためであると考えられる。 この点、市は「要綱を作成していないものの、交付目的に沿って適正に執行されているか定期的に確認している」として措置済としている。その後、平成20年度から要綱を作成し施行しているが、証憑のチェックまでは行っていない。それでは補助対象として適さない経費が支出されているかどうか判別が困難であると考えられ、チェック体制としては不十分である。今後は収支決算書と根拠となる証憑類を吟味することも含め、補助対象経費として適しているかどうかを検証すべきである。</p>	観光振興課	措置済	<p>補助金支給申請時に収支決算書の提出と聞き取りで事実確認を行うとともに、同協会作成の会計帳簿と領収書、税理士が作成した確定申告時の書類一式を提出させ、確認を行なうこととした。</p>	平成26年3月31日現在
94	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (9)奈良の鹿保護育成補助金及び鹿害防止対策事業補助金 全体意見の(2)を参照されたい。</p>	観光振興課 農林課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。</p>	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
94	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (9) 奈良の鹿保護育成補助金及び鹿害防止対策事業補助金 奈良の鹿は天然記念物の指定をされた際に生息地域が定められていないため、奈良公園を離れて農作物を食べる鹿も農家は自由に駆除することができない。また、市の補助により柵を作っても他の地区の農作物を食べるため、いつまでたっても鹿害が減少することはない。一方で、奈良県などが計画的な駆除により適正と考えられる個体数まで減少させる検討を始めると、全国からかわいそうという苦情を寄せられるとのことである。</p> <p>現状のまま、同様の方法で税金を投入し続けても効果はないことは明らかであるから、生息区域を定めることによって天然記念物として保護すべき責任範囲を限定するなど、税金を投入する対象を明確にする義務がある。平成16年度監査意見は、市の補助金を取り上げて、その効果や存続の是非を問うているが、市だけでは解決できないため、県及び国にその旨働きかけるべきである。そのうえで、解決できない障害があれば、その旨明らかにしたうえで、措置不能とし、市民にその措置の是非を問うべきである。</p>	観光戦略課 農政課	措置済	<p>奈良の鹿は昭和32年に地域を定めずに指定された天然記念物ですが、近隣の農作物を食害する動物という側面もあります。昭和54年及び昭和56年には農業被害をめぐる裁判が起き、その和解決項として文化庁から示されたのが、鹿の生息区域を奈良公園から近い順にABCDの4区域に分け、保護管理を行う指導基準でした。さらに近年、奈良県では、平成24年策定の「奈良公園基本戦略」に基づき、奈良の鹿の歴史的背景等の特殊性を鑑み、鹿の「保護」を重視したうえで、鹿と人との共生のあり方を模索する検討が行われてきました。その中で、平成28年3月に前述のABCD地区の範囲と保護基準の見直しがあり、ABC地区を「保護地区」、D地区を「管理地区」として整理がなされました。さらに平成29年4月に策定された「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」において、管理地区D地区における捕獲基準が定められたことから、これまで曖昧であった保護すべき範囲が明確になり、奈良公園を離れても鹿の駆除ができないという問題は解消しました。</p> <p>鹿害防止対策事業補助金についてはC地区の農家について防護柵の設置費用を組合単位で支給する補助金であり、C地区が保護地区である以上、防護柵は営農と鹿保護の両立において必須であることから、農家の営農意欲の低下を避けるために、必要な補助金であると考えます。</p> <p>一方で、奈良の鹿保護育成補助金については、平成21年度から負担金に変更して「奈良の鹿保護育成事業負担金」とし、平成25年度に県、市、春日大社間で締結した協定によって、鹿の保護育成に関する費用は、県：市：春日大社で3：2：1の負担割合で協力することと定め、対象地区における鹿の保護育成を継続して行うこととしました。</p>	平成30年3月31日現在
96	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (10) なら・観光ボランティアガイドの会補助金 全体意見の(2)を参照されたい。</p>	観光振興課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。</p>	平成26年3月31日現在
97	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (11) 財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター運営補助金 自立というからには、最終目標は補助金なしの運営である。この点、自立化推進事業実施計画書を見ても、当該年度の収支予算や達成目標が記載されているものの、会員数が何人になれば、また会費がいくらであれば、自立した経営が可能になるか等は記載しておらず、最終的に補助金なしの運営を目指しているかが不明確である。</p> <p>人口減少、少子高齢化が進行し、今後も大幅な会員の増加は見込めないなか、一般総合財団への統合に伴う管理費の削減、同センター事業を県単位で実施し、対象者を拡大することによる会員数の増加、会費の引上げ等様々な施策を検討し、引き続き自立経営に向けて努力されたい。</p>	産業政策課	措置済	<p>一般財団法人奈良市総合財団とも協議し、総合財団に統合された平成24年度以降、管理費等の削減に努めています。</p> <p>また、自立に向けては、勤労者に対する職業技術、文化教養の向上を図り、健康・体力の維持増進のための自主事業を展開しているほか、会員募集推進事業を行う等、大幅な会員数の増加が見込まれない中、事業内容の充実等を通じて、新規会員の獲得や組織の基盤強化に努めています。</p>	令和元年9月1日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
98	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (12) (社) 奈良市商店街振興会事業補助金 平成23年度の同振興会の商店街活性化事業収支決算書を見ると、対象事業経費は地域密着化事業等9,476千円と記載されているが、当該決算書ではその詳細な使途を検証することは不可能である。補助対象経費の範囲通りに使用されているかを検証するために、事業経費の明細及びその根拠となる領収書等の提示を求めるべきである。 なお、監事監査の結果を市自らのチェックに代替する方法は、監事監査の実施方法や監事の独立性等を検証し、自らチェックする場合と同等の信頼性があると判断した場合のみとされたい。</p>	商工労政課	措置済	<p>平成25年度の商店街活性化事業収支決算書については、事業経費の記載方法は従来通りであるが、補助金確定のために事業内容及び内訳、主な費用についてヒアリングを引続き行うこととする。 また、事業経費の明細や領収書の提示についても、不明点や確認が必要と思われる事項については、その都度直接ヒアリングを行い確認していく。</p>	平成26年3月31日現在
99	<p>VII. 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度） (12) (社) 奈良市商店街振興会事業補助金 市が商店街振興会の実施事業に対して補助金を支給するからには、事業を実施し、商店街が活性化することにより、その効果が市及び市民全体に波及し、市民生活がより改善されなければ支給の効果があつたとは言えない。そのような検証が十分に行われていない以上、広く市民に税金の使途に関して説明責任を果たしているとは言い難い。 また、同振興会の平成23年度の貸借対照表を見ると、同振興会は多額の現金を有しており、補助金支給がないと運営できない状況にもない。改めて補助金支給額の妥当性の検証及び支給の是非について検討し、市民への説明責任を果たすよう努力されたい。</p>	商工労政課	措置済	<p>商店街振興会事業については、商店街への賑わいを産み出す全体的な事業の他に、各々の商店街が独自の賑わい事業を行っており、商店街の活性化を図るとともに、売上額の増収や通行量の増加を目的に活動しているところである。 様々な補助対象事業の実施状況等を考慮したところ、平成26年度については大きな事業を計画していない為、平成25年度の450万円から300万円に補助金を大幅に減額した。 なお、同商店街の繰り越し額（現金保有）であるが、平成24年度のプレミアム商品券事業の実施に伴い大幅に減少している。</p>	平成26年3月31日現在
107	<p>VIII. 財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について（平成17年度） (1) 赤字事業の事業資金 全体意見の(7)を参照されたい。</p>	行政経営課 下水道総務課	措置済	<p>平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見を公表するとともに、包括外部監査実施年度から3年を経過する時迄を目処に、「措置済」となるように取り組みを行うこととしました。</p>	平成26年3月31日現在
109	<p>VIII. 財務管理事務の執行状況と財務管理組織の整備状況について（平成17年度） (2) 「一般会計・特別会計結合決算書」の作成及び開示 「本市においても、国の行革推進の指針に基づき、平成21年度までには、連結ベースの財務書類を整備する準備を進めているところです」という、検討段階の情報開示をもって措置済とする対応では十分ではない。当該結果に対して、市が行っている検討内容を改めて開示する必要がある。</p>	財政課	措置済	<p>平成29年度に平成28年度決算の統一的な基準による財務書類等を作成し、平成30年3月30日に市のホームページにて公表しました。公表した財務書類等には、一般会計、特別会計、企業会計、連結対象団体ごとの財務書類（清算表）が含まれています。この精算表により、一般会計、特別会計、企業会計、連結対象団体の資産、負債、純資産や収支の情報が一覧で確認でき、財政状況をより適確に理解することができます。</p>	平成30年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
115	IX. 下水道事業の経営管理について（平成18年度） (3) 地方財政法第6条 全体意見の(7)を参照されたい。	財政課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見を公表するとともに、包括外部監査実施年度から3年を経過する時迄を目処に、「措置済」となるように取り組みを行うこととしました。	平成26年3月31日現在
117	IX. 下水道事業の経営管理について（平成18年度） 全体意見の(3)及び(7)を参照されたい。	財政課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見に関しても公表することとし、一層の速やかな措置報告及び早期の対応を促すこととしました。また、検討が終了する目処も明らかにするよう取り組みを行うこととしました。	平成26年3月31日現在
125	X. 医療保険事業及び介護保険事業の経営管理について（平成18年度） (2) 国民健康保険の保険料率の算定基準 全体意見の(2)を参照されたい。	国保年金課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。	平成26年3月31日現在
127	X. 医療保険事業及び介護保険事業の経営管理について（平成18年度） (3) 介護保険料率の算定基準等 全体意見の(2)を参照されたい。	介護福祉課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
129	X. 医療保険事業及び介護保険事業の経営管理について（平成18年度） (4) 介護保険事業の継続性等 全体意見の(2)を参照されたい。	行政経営課 介護福祉課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。	平成26年3月31日現在
137	XI. 出資団体に関する奈良市の財務事務の執行状況について（平成19年度） (4) 予算決定方式 全体意見の(2)を参照されたい。	財政課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。	平成26年3月31日現在
144	XII. 公営住宅の財務事務について（平成20年度） (1) 市営住宅事業の計画 市は、住宅施策を講じるうえで、公営住宅制度、借上公営住宅制度等の各種制度の利用を検討し、現段階で最良と考えられる施策を講じており、当該意見を長期間にわたって検討中とする意義に乏しい。また、家賃補助制度は、過去の監査人が指摘するようなメリットがある反面、財政負担、適正な運営のための事務処理体制等、整理すべき課題も多く、全国的に制度として確立されたといえる状況ではない。よって、平成25年度頃に新たな奈良市住宅マスタープランのようなものを策定予定であるため、当該策定過程において家賃補助制度も検討の上、措置済とされたい。	住宅課	措置済	家賃補助制度は、財政負担、適正な運営のための事務処理体制等、整理すべき課題も多く、全国的に制度として確立されたといえる状況ではない。平成25年度に奈良市住生活基本計画策定時の委託報告書の検討結果によると、借上公営住宅制度等も含め家賃補助制度については、低額所得者など住宅困窮者向けに供給する現公営住宅制度では、家賃も割安のため、収入見込みもあまり期待できない。国の補助を一部受けても、市の持出し負担が多い。現時点では、家賃補助制度の導入は考えていない。	平成26年3月31日現在
145	XII. 公営住宅の財務事務について（平成20年度） (1) 市営住宅事業の計画 全体意見の(7)を参照されたい。	住宅課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見を公表するとともに、包括外部監査実施年度から3年を経過する時迄を目処に、「措置済」となるように取り組みを行うこととしました。	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
149	XII. 公営住宅の財務事務について（平成20年度） (4) 滞納家賃の請求 全体意見の(7)を参照されたい。	住宅課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、検討中の結果及び意見を公表するとともに、包括外部監査実施年度から3年を経過する時迄を目処に、「措置済」となるように取り組みを行うこととしました。	平成26年3月31日現在
150	XII. 公営住宅の財務事務について（平成20年度） (5) 敷金 敷金に関する開示を求めるもので、交渉等を必要としない。包括外部監査報告書が提出されてからすでに3年以上が経過しており、奈良県等の状況を調査のうえ、早急に開示するのかわからないのか判断されたい。 なお、措置しない場合には当該理由及び経緯等を開示して、市民の理解を求めることが必要である。	住宅課	措置しない (見解の相違)	平成28年度中に近畿二府四県の自治体（県・政令指定都市・中核市）に照会を行った結果、敷金を歳入歳出外現金として運用し、かつ収支について開示している自治体はありませんでした。この結果をふまえ、本市でも決算書の参考情報としての開示は行わないこととします。なお、市民からの情報公開の求めを拒むものではありません。	平成29年3月31日現在
157	X III. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (2) 次世代育成支援行動計画の課題の洗い出し 全体意見の(2)を参照されたい。	子ども政策課	措置済	平成26年3月24日付け、「包括外部監査措置の基本的な進め方」を策定し、「措置しない」という区分を設け、当該事項については検討の経過や結果に至った根拠等を詳細に記載した上でホームページで公表することとしました。また本進め方において、包括外部監査時に所管課は結果及び意見の趣旨や表現等に関して包括外部監査人ときっちり協議し、その内容を記録することを定めました。	平成26年3月31日現在
158	X III. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (3) 次世代育成支援行動計画の指標の設定 平成21年度における包括外部監査人の意見の趣旨である、目標を達成するための費用を明確にし、施策を実施するにあたっての市民の負担を明らかにすべき、ということ達成するために、年に1回行われている進捗状況の報告において、実施した事業にかかる費用を記載することを検討されたい。 さらに、次世代育成支援行動計画について以下の補足意見を付す。	子ども政策課	措置済	平成25年度から年1回行われている次世代育成支援行動計画の進捗状況の報告において、実施した事業にかかる費用を記載しました。	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
158	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (3)次世代育成支援行動計画の指標の設定 市は次世代育成支援行動計画において以下の事業を設定し、平成26年度までの目標を設定している。 （表省略） そして、目標に対する進捗状況を以下のように報告している。 （表省略） 担当者に未実施の理由をヒアリングしたところ、平成21年度に目標を設定した段階においては、県内に第三者評価機関が設立される予定であったことから、このことを目標として掲げていたが、状況が変わり、現時点において県内に第三者評価機関が設立される計画はなく、長期にわたり「未実施」とされていたとの回答を得た。 しかし、県の機関が設立されるか否かにかかわらず、市として「保育所に第三者評価を導入し、保育サービスの質の向上を目的として、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を、保護者や子どもの視点から見直し改善」という目標は達成する必要があると考えられるため、他にどのような代替案があるのか再検討すべきである。</p>	保育総務課	措置済	<p>平成30年12月に公立保育所の保護者に対して、園の教育・保育に関すること及び園運営に関すること等の園評価アンケート調査を実施しました。 この園評価の結果を受け、保育内容の充実・改善を図り、課題解決に向け取り組んでいるところです。 今後もアンケート調査等を実施することにより、保護者や園児のニーズを把握し、保育の質の向上に努めていきます。</p>	令和元年9月1日現在
159	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (4)保育所の財務分析 市では、私立保育所の財務分析を行っているが、公立保育所の財務分析は行っていないため、公立保育所も分析と対象とし、運営の効率化に役立てる資料として活用されたい。 平成23年度のデータをもとに公立の保育園について分析を行った結果は以下のとおりである。 （表省略） 平成23年度の園児1人あたり人件費支出及び事業費、収支差額はいずれも平成20年度と比べ、改善されており、保育所運営について効率化されていると評価出来る。一方で、市の負担率は、平成20年度と比べ平成23年度は1%増加している。保育所運営について、どの程度市が負担するのかを明確し、保育料の引き上げについて検討することが必要である。（保育料引き上げについては、後述する。） 今回の分析は、公立保育所の全体で分析を行っているが、それぞれの保育所ごとに財務分析を行い、幼保再編における具体的な再編計画の参考資料として活用されたい。 さらに、公立保育所ごとの給食材料費の分析の中で発見された事項があり、以下の補足意見を付す。</p>	こども園推進課	措置済	<p>現在、市立こども園及び幼稚園で実施している学校評議員制度を保育所に導入することの有効性を検証し、平成31年4月の実施に向けて取り組むことで、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を、保護者や子どもの視点から見直し改善するよう検討します。</p>	平成29年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
160	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (4) 保育所の財務分析 現状、公立保育所の給食材料費は、食材の種類ごとに固定業者から納入しているが、個々の保育園ごとに納入業者が異なっている。 業者ごとの平成23年度の給食材料費支払は以下の図のとおりである。 (図省略) 市は現在、これらの業者に対する一回の発注における請求書の金額が50万円を超えていないため、「奈良市契約規則第21条」契約が省略できる場合の「(1)金額が少額であるもの」に基づき、契約書を締結していない。したがって、契約を締結していないことは条例上、特に問題はない。 しかし、現場での問題点として、納入業者から品質の劣化した食材が納入され、保育所と納入業者との間でトラブルが発生している。過去、大きな事故にはつながった事例はないが、現状のままでは、児童の食の安全に対して懸念があり、今後、万が一事故が発生した場合、市と食品納入業者のリスク分担が明確なされていないために、事故責任の所在が曖昧になってしまう可能性がある。 したがって、食品納入業者との間で、リスクの分担についての合意事項を書面に残しておくべきである。</p>	こども園推進課	措置済	業者とのリスク分担の明確化については、26年度当初より保育所への納入可能業者と食材購入についての覚書を交わし、課題解決を実現しました。	平成26年3月31日現在
161	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (4) 保育所の財務分析 現状、公立保育所では、1ヶ月分のメニューを市の管理栄養士が作成し、給食材料は、週単位で個々の保育所ごとに発注・納入を行っている。 児童一人当たりに換算した保育園ごとの給食材料費及び牛乳費を比較すると、以下の表のようになる。 (表省略) 上記表を見ると、1人当たり給食材料費が最も高いところでは60千円、最も安いところでは46千円とばらつきがあることがわかる。ばらつきの主な要因としては、主食のお米を自ら負担している保育所があることや保育園児の年齢によって必要な給食材料が異なるということが挙げられる。しかしながら、1人当たり牛乳費をみても、最も高いところでは9千円、最も安いところでは6千円と3千円も差異があることがわかる。 納入する業者により同じ材料でも大幅に異なる価額で納入されている可能性は否定できない。 公立小学校の給食材料では学校給食会を通じて一括納入契約を行っているが保育所には同様の機能を有する団体がなく、保育所の給食材料の納入は1日で使い切る量を当日に仕入れるという国の通知により行われていること、一括納入を行うためには契約の段階で年間消費量について決定しなければならないということもあり、保育所の全ての給食材料費について、一括納入を導入することは困難があるかもしれない。しかし、国の通知は生鮮食品に限定されており、また一括納入するメリットとして、業者と個別に対応するより納入単価が安くなること、納入が効率的になること、品質が安定すること、そして、食材の取り換えの場合に交渉しやすいこと等が挙げられる。したがって、米や牛乳のように年間消費量の予測が可能で、かつメリットが大きいと考えられる場合は、原則一括納入契約することを検討されたい。</p>	こども園推進課	措置済	今年度より始まった子ども・子育て支援新制度に合わせて完全給食を実施し、主食であるコメの一括購入を実現しました。また、牛乳は生鮮食品という扱いで当日に仕入れるということになっており、一日の消費量に変動もあることから一括納入することはそぐわないと考えられます。	平成27年9月30日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
164	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (6) 保育料の引き上げ 最新のデータに基づいて、保護者が負担する保育料について、市、国及び中核市の比較と近隣自治体及び国の平均保育料の比較を行ったところ、以下の表のとおりとなった。 (表省略) 国の第6階層における保育料の比較をみると、市は平成23年、24年の両年度において中核市平均を下回っている。また、近隣自治体10団体の平成24年度平均保育料と比較しても、3歳未満児の平均では最も低い金額であり、全年齢の平均保育料は10団体中下から2番目の保育料水準である。 保育料の引き上げには、規則改正が必要であるが、早急に引き上げ検討作業に入るべきである。</p>	保育所・幼稚園課	措置済	<p>幼児教育・保育を一元的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されることに伴って、奈良市子ども・子育て会議において他中核市や近隣市の状況を踏まえた利用者負担額の検討を行いました。 その上で、市民税所得割に応じた負担（応能負担）を基本として、奈良市における適正な利用者負担額を平成27年3月末に決定しました。</p>	平成27年3月31日現在
165	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (7) 公有財産新規取得に係る事務手続 市は、平成26年度において、固定資産システムの登録作業の効率化のために、新しい公有財産システムの導入を予定している。そしてその際に、現在の公有財産新規取得に係る事務手続を変更し、営繕課が直接、固定資産のシステム登録を行い、管財課が承認するという業務の流れに変更し、登録遅れを防止することとすることである。（予算の関係で期間はさらに延びる可能性がある。） しかしながら、新システムが稼働しても、引継書の到着遅れや承認遅れによる、固定資産システムへの登録遅れが発生する可能性がある。したがって、管財課は営繕課から、年度末付近の公有財産の新規取得の有無と明細を入手するなどしてチェックし、登録遅れを防止する仕組みを工夫されたい。</p>	資産経営課	措置済	<p>平成28年度から新公有財産システムを稼働させ、関係各課と調整しながら事務手続を進めました。平成28年度中に入力マニュアルを作成し、入力方法について周知するとともに、毎年年度始めに公有財産の取得時や変更があった場合の手続きの流れを通知することにより、登録遅れを防止する仕組みをつくりました。</p>	平成29年3月31日現在
167	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (8) 母子及び寡婦福祉資金特別会計 母子及び寡婦福祉資金特別会計について、「奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例」に照らし、滞納債権整理を行うべきである。 平成20年度から平成23年度までの貸付額、貸付残高、滞納額は以下のとおりである。 (表省略) 滞納者滞納額に関しては、平成20年度と比して寡婦福祉資金は微減しているものの、母子福祉資金はさらに増加している。これらの滞納額について、市は平成23年度より滞納者リストを作成しており、滞納債権管理をしようとしている点は評価できる。 しかしながら、奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例第2条において、「市長は、貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認めるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。」という免除制度があるにもかかわらず、今まで免除をしたことがない。 支払能力のあるものに対し安易に債務を免除することは、モラルハザードを生む可能性があり、また納税者に対しても回収義務を果たしていないことになるため、みだりに行ってはならないが、回収見込みの全くない債権についてまで永遠に債権管理を続けていくことは事務コストの増加にもつながる。免除制度は、滞納者からの申請がないと適用できない制度であるが、今後、滞納者リストを利用して、回収見込みを判定し、必要な場合には、条例に照らして滞納債権の整理を行うべきである。</p>	子育て相談課	措置済	<p>滞納債権の回収については、平成25年2月から奈良市未収貸付金回収等業務の委託債権として弁護士法人に委託し、回収強化に努めております。 また、債権の免除、放棄については、債権管理マニュアルにより「奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例」第2条及び「奈良市債権管理条例」第11条の規定に該当する債権を慎重に調査・検討し、適正な債権整理を進めています。</p>	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
169	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (9) 老春手帳優遇措置事業 公衆浴場自体の需要が減少傾向にあるなか、希望する満70才以上の市民全員に入浴券を配布する必要があるか再検討が必要である。未受取者が7割を超える状態を勘案すると、福祉の一事業というよりもむしろ、特定の市民に対する優遇措置に該当する可能性がある。 平成26年度からの見直しの実施を予定しているのであれば、見直しに当たっての障害、見直しまでに要する期間の妥当性等、具体的な検討事項について市民に公表し、理解を求められたい。</p>	長寿福祉課	措置済	<p>入浴補助事業については、平成27年3月末をもって廃止することを決定しました。 また、その旨をしみんだよりに掲載し、市民に公表しました。</p>	平成26年9月30日現在
170	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (10) 万年青年クラブ等活動補助事業 万年青年クラブ数、加入数、加入率の推移及び万年青年クラブに対する市の補助額の推移は以下のとおりである。 (表省略) 会員数及び加入率は平成20年から右肩下がりになっており、平成23年にはそれぞれ18,219人、15.4%となっている。 60歳以上人口が増加しているにもかかわらず、会員数が減少しているということは、このような形態のクラブのニーズが市民にとって低下しているからである。このような状況が続けば、ニーズと異なるところに税金を投入し続けることになる。万年青年クラブに対する補助の方法や、事業継続の可否を含め、再度検討をする必要がある。</p>	長寿福祉課	措置しない (見解の相違)	<p>万年青年クラブの加入率は低下していますが、今後ますます高齢者が増加する中、高齢者の活躍の場でもある万年青年クラブへの補助は必要と考えます。活動自体は地域福祉の向上に寄与しており、地域福祉に貢献しているためです。補助金の交付の方法としましても、会員の会費と概算払いの当補助金が主な活動資金であり、年間の計画に基づき事業を実施するためには現在の支払い方法が会員の自主的な活動に相応しいと考えます。また、会員加入率の向上のため万年青年クラブ連合会事務局との協議を行い、周知活動の面で協力体制を組んでいます。 また、高齢者人口が増加しているにも拘らず、加入者が減少していることはニーズと異なるところに税金を投入していることのご指摘ですが、雇用形態の変化等の社会全体の変化に伴い高齢者とひとくくりにはできなくなってきました。行政は今後さらに日常生活において住民同士で互いに助けあい、支えあいながら地域で生活するための互助の活力を期待している中で、補助金が廃止となりますと地域の活動の後退を助長させることに繋がると考えますので活動補助事業という形で継続していきたいと考えます。</p>	平成30年3月31日現在
171	<p>XⅢ. 少子高齢化に関する財務事務について（平成21年度） (11) 老春の家運営管理事業 有料化による入浴料収入及び追加でかかる費用につき試算した。なお、試算の前提として、入浴料は便宜的に100円/回、人件費は、管理運営を実施している奈良市社会福祉協議会で臨時職員を雇用した場合の時給が概ね700～800円/時間であるとのことから、「750円/時間×4時間=3,000円/日」と試算している。 (試算省略) 試算の結果、全ての老春の家において平成23年度の入浴者数の実績は、有料化に伴う追加的な人件費を回収するための入浴者数を大幅に上回っている。有料化に伴い入浴者数の減少が見込まれるが、上記試算によると少なくとも年間6,240人以上が利用すれば現状の赤字幅を削減できる可能性がある。 したがって、老人福祉センターの入浴料有料化の検討を行うべきである。</p>	長寿福祉課	措置しない (見解の相違)	<p>福祉センターは、高齢者の居場所作りや仲間作りの場として設置されており、平成28年度各センター平均で18,400の方が利用されていることから浴場についてもその役割を担っていることが伺えます。有料化になることで、入浴者数が減少することは避けられなく、施設全体の利用率の低下にも繋がります。それはそもその施設の設置目的から遠ざかることに繋がり、また福祉センターを所管する近隣市（近畿圏内中核市等である豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市）についても無料施設が多数を占め、受益者負担となる有料化は検討しました結果、実施いたしません。</p>	平成29年9月30日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
177	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）</p> <p>(1) 固定資産税の減免</p> <p>過去に、施設誘致した際の緑地設置に対する減免について、相手方と市の協議書が存在し、決裁も受けていたが、いつの時点からか、緑地ではなく月極駐車場となっているにもかかわらず、引き続き減免としていた案件があった。奈良市税条例第79条「固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。」と定められているが、減免対象者からは申告されていない。</p> <p>このように、継続的に減免または非課税としている物件であっても、その後の状況変化により要件を満たさなくなる場合がある。</p> <p>減免や非課税のような特別に利益を与える措置については、定期的に現地確認を行う必要がある。</p>	資産税課	措置しない (見解の相違)	<p>包括外部監査の指摘を踏まえ、平成25年度に減免対象とした公衆浴場や自治会所有の公民館・集会所104件中100件程度を抽出し、毎年申請書を提出するよう指導しましたが、申請書を提出していただけていないのが現状です。</p> <p>また、奈良市は非課税土地にあつては10万筆以上5,460ha、市特有の減免対象が歴史風土特別保存地区、特別史跡地区など3,000件以上あり、職員が定期的に現地確認を行うことは、事務処理が膨大になり現実問題として不可能です。</p> <p>そのため、3年ごとに航空写真の撮影を行い、その写真を過去の撮影分と対比し、利用状況に変化があった場合には、現地確認を行う方法で対処をしています。</p> <p>なお、減免申請書の提出状況や現地調査について他の中核市に調査した結果、他市でも毎年の申請書の提出や現場確認は行っていないのが現状であり、現地確認については税法上努力義務です。このことから航空写真による確認方法が現状では妥当な対処方法だと考えております。</p>	平成30年3月31日現在
181	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）</p> <p>(3) 固定資産税に係る実地調査</p> <p>法人税申告書の固定資産計上額と、償却資産課税台帳の残高とは、一般的に整合しない。これは、償却資産課税台帳の残高は市内の資産のみ集計されているのに対し、法人税申告書の固定資産計上額は、市内・市外の全ての資産が集計されているためである。また、法人税と固定資産税との間で減価償却方法に相違があることによって、差異が生じる。</p> <p>しかし、資産の取得・除却といった残高の増減の傾向は、法人税申告書も償却資産課税台帳も近似すると考えられる。したがって、例えば法人税申告書上の固定資産計上額が急増しているにもかかわらず、償却資産課税台帳の残高が増加していない場合、償却資産課税台帳の残高が適切に更新されていない可能性がある。</p> <p>このような視点で法人税申告書の固定資産計上額と、償却資産課税台帳の残高とを照合し、償却資産課税台帳に明らかな問題が存在しているか確認し、間違いが起こっている可能性の程度やリスクを把握したうえで現場確認するなど、課税の適正性を担保する体制を整備すべきである。</p>	資産税課	措置済	<p>平成27年度から計画的に、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。</p> <p>今後も定期的かつ計画的に実地調査を行うこととします。</p>	平成28年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
182	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）</p> <p>(4) 徴収猶予及び換価猶予に係る担保</p> <p>徴収猶予案件については、本事案の発生以前から「奈良市事務専決規程」にしたがって、管理職が全件確認することになっており、本事案も管理職が確認を行っている。しかし、本税が50万円に達していないことから、当該管理職は担保を徴する必要がないと誤って判断し、担保を徴していない点を看過した。</p> <p>本事案について、徴収猶予を解除したことにより、担保を徴する必要がなくなったため、滞納整理課は個別に措置済となったと判断している。しかし、そもそも本事案がなぜ発生したのか、その防止策はどうすべきなのかを解明することが本質的な措置である。しかし、「担保を徴することができない特別な事情がないにもかかわらず、担保を徴することなく徴収猶予処分とってしまうような事案」を防止するための再発防止策が、具体的には記載されていない。</p> <p>監査意見の趣旨に応えるためには、意見の対象となった猶予金額682千円の場合について、なぜ長期にわたり改善が出来ないのか、事実を明確にして、市民に示す必要がある。</p> <p>また、「奈良市事務専決規程」は管理職による全件確認において、徴収猶予の妥当性を決裁することを目的としている。本事案のような「担保を徴することなく徴収猶予処分する」などの不適正な事例を防止し、事務の適切な遂行を図るために、内部統制を適切に運用されたい。決裁において何を確認すべきなのか、項目を列挙しておくなど、分かりやすい工夫が望まれる。</p>	滞納整理課	措置済	<p>徴収猶予及び換価猶予の要件（徴収猶予及び換価猶予金額、延滞金免除の要件となる事実、担保の要・不要、徴する担保の適・否）チェック表を作成し、決裁文書に当該チェック表を添付し要件確認を明確化することによる不適切な事例防止策を講じました。</p>	平成26年3月31日現在
184	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）</p> <p>(5) 納税指導</p> <p>監査意見の趣旨は、本件は「催告状を送付するのみで、徴税のための交渉が実質的に行われていない」ため、「課税の公平性を確保する観点から適時に納税指導を行って滞納税金を徴収する必要がある」という点である。この点、検討中の内容は直接の対応になっていない。</p> <p>ルールに則った処理がなされず、特殊な判断、例外的な措置を行う場合は、市民への説明責任を果たすため、文書にて、経緯や意思決定過程を残す必要がある。これらは昨今、他自治体でも行われてきている取り扱いである。</p>	滞納整理課	措置済	<p>平成26年度から担当地区を定め高額滞納案件、時効防止案件、長期滞納案件の滞納整理の進捗状況について管理職による担当者のヒアリングを定期的実施し、適切な納税指導及び滞納処分が行われているか進捗管理を行っています。また、滞納案件について特殊な判断や例外的な措置を行う場合は交渉経過や意思決定を明確にするため起案文書により決裁を取ることといたしました。</p>	平成26年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
185	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度） (6) 時効管理 本監査結果は、滞納整理課の担当者が、抹消処理すべき交付要求を、誤って取下処理したことに對して出されたものである。 これに對して滞納整理課は、当事案は通常ほとんど発生しないイレギュラーな事案であり、今後問題になることはほとんどないとして、この事案に對して特に再発防止策を講じていない。 しかしながら、発生確率が低い事象ほど、当該事象への対応に習熟していないことから、次回発生した際に、今回と同様の処理誤りを起こす可能性が高いと考えられる。 また現在、滞納整理課の職員は、3年から5年で異動していることから、今回の事案の経緯を経験している職員も将来的には異動し、滞納整理課から当事案に関するノウハウが失われてしまう恐れがある。例えば、現在滞納整理課が整備を進めている「徴収マニュアル」に、本事案のような処理誤りの事例を記載するなど、当事案を文書化し、ノウハウを組織に蓄積できるような方策を実施されたい。</p>	滞納整理課	措置済	<p>当事案に類似する案件は文書化し回覧等により課員に周知徹底を図るとともに、「徴収マニュアル」にも処理誤り事例として記載することにより再発防止策を講じました。</p>	平成26年3月31日現在
191	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度） (11) 課税漏れ 当時の包括外部監査人は、課税漏れがあると見込まれる事業者から、固定資産台帳及び減価償却明細書を入手するとともに、実地調査を行い、課税すべき償却資産を把握することを求めている。 これに對して、資産税課は、事業者に對して協力を要請しているが、協力を得られない状況であるとしており、今後は、粘り強く交渉し、実地調査できるよう努める方針であるとしている。 そもそも、市町村の徴税吏員は、地方税法第353条により、「固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合」には、「質問」をし、「帳簿書類」を検査することができることとされている。これを拒んだ者は、地方税法第354条により、「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に処せられるとされている。 多額の資産があると推定されているにもかかわらず、必要な帳簿書類を提出せず、現地調査にも協力しないような、特に悪質な調査忌避業者に對しては、課税の公平性を期すため、地方税法上の罰則の適用を含め、強い姿勢で臨まれたい。</p>	資産税課	措置済	<p>平成27年度から計画的に、抽出した事業所へ赴き、現場にて課税すべき償却資産の確認を行うこととしました。 今後も定期的かつ計画的に実地調査を行うこととします。</p>	平成28年3月31日現在

平成24年度「過去の包括外部監査措置状況について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
192	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度） (12) 課税資料 市は監査で指示されたように税務署との協議を行い、利用許可を得たことをもって措置済としたが、本来監査が意図したものは税務署との協議ではなく、当該資料を業務改善に活かすことにある。しかし、償却資産税の課税・徴収業務において、所得税、法人税の申告書等をどのように活用すればよいか課内で明確になっていないこと、税務署の申告書等の資料について、閲覧のみの許可が与えられており、複写の許可を得ていないことから、平成24年3月以降11月までの間、税務署の申告書等の書類の利用実績はない。</p> <p>平成22年度の監査報告において、税務当局の資料をどのように活用するかは明確に指示されていないが、別の箇所に、「（監査人が）任意に、市が保有している課税リストである種類別明細書と税務署資料を突合したところ、課税漏れがあると想定できる事業者があった。建築資材の製造を行う事業所の種類別明細書では、最後に取得した償却資産は昭和58年2月であり、取得価額合計は44百万円であった。しかし、税務署に提出された固定資産台帳によると、昭和58年2月以降、多々の資産が取得されており、期末取得価額（土地を除く）は1,934百万円にもなり、課税漏れがあると想定できる。」等の記述がある。このように法人税の課税資料と市の持つ償却資産台帳を突き合わせることで、数値の著しい相違から、新規取得資産の申告漏れを発見できる可能性がある。</p> <p>税務署が所有する課税資料を閲覧できる状態にただで措置済とするのではなく、監査意見を業務改善に活かすよう、税務署所有の課税資料を市の行う固定資産税課税に実質的に活用する方法を検討することが望ましい。</p>	資産税課	措置済	<p>本年6月に、未申告法人のうち接触が必要と思われる22法人を選別した後、同月17日に国税資料の閲覧を実施しました。当該閲覧対象法人のうち18件の国税資料を閲覧しましたが、閲覧実施18法人の課税資料の中に、「減価償却資産明細書」が添付されている事業者は、2事業者のみでありました。それ以外の16法人については、別表16(2)の記載内容等から、償却資産の対象となる構築物や器具・備品等の事業用資産を保有していることは判るものの、償却資産の賦課に必要となる各資産の取得価額の明細や取得時期等、課税標準算定の基礎となる資産明細までは、課税資料から掌握することはできませんでした。</p> <p>そのため、国税資料に「減価償却資産明細書」が添付されていた2事業者も含め、各事業者に接触する際に、改めて「固定資産台帳」又は「減価償却資産の明細書」写し等の添付を要請するなどで説明を進め、未申告法人を中心とした申告督促を実施してきました。</p> <p>このように、税務署所有の課税資料のみで償却資産の賦課が完結することはありませんので、今後も、各事業者が保有する固定資産台帳を確認するなど、保有資産の取得価額や取得時期等の資産明細について、実地確認する作業が必要となります。</p> <p>今後も国税資料の閲覧等は継続し、上記77及び83の措置状況に記載した取組なども併用しながらの各種施策を継続していきます。</p> <p>（※各種取組等の根拠は、平成27年6月1日付の「償却資産に係る調査・指導実施要領」を基本としています。）</p>	平成27年9月30日現在
195	<p>XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度） (13) 催告書 資産税課は固定資産税の未申告の相手方に対して、催告書や（申告の）お願い文書を送付し、申告を要請している。この発送に要するコスト（郵送費や封筒代、人件費など）と、発送の結果新たに提出された申告書により得られた税収を比較し、催告書や（申告の）お願い文書の発送の効果がどの程度あるのかを検討されたい。この効果測定の結果に基づき、次年度の発送基準を再考することが望ましい。</p>	資産税課	措置済	<p>平成27年度の取組内容等は、上記77及び83の措置状況に記載のとおりですが、特に本年度は、未申告者を放置しない施策として、本年8月末日現在未申告であり、今後、申告が必要と想定される事業者約1,200件を抽出し、選別後の1,081件の事業者に対し一斉に申告催告を実施しました（発送コストは約10万円）。</p> <p>その結果は、本年10月末現在で約400程度の事業者から申告書提出等の反応（新規事業者向けの催告分も含む）があり、税収は、対前年比約4千万円の増収となりました。</p> <p>なお、未だ反応のない事業者の説明は今後も継続していきますが、未申告者に対する催告書等の送付には一定の成果があるものと考え、次年度も未申告のまま放置しないための施策として、文書催告は継続実施の予定です。</p> <p>（※各種取組等の根拠は、平成27年6月1日付の「償却資産に係る調査・指導実施要領」を基本としています。）</p>	平成27年9月30日現在